

2026年度（令和8年度）予算要望書

豊島区長 高際みゆき 様

2025年11月18日

立憲・れいわ・市民の会

幹事長 川瀬さなえ 副幹事長 塚田ひさこ 西崎ふうか

本区においては、2024年度の決算も引き続き堅調な伸びとなりました。基幹歳入を支える特別区税は定額減税の影響を受けたことから363億5161万円、昨年に続き過去2番目の額となり、特別区財政調整交付金は、376億4126万円でこちらも過去2番目の大きな決算額でした。数字だけをみると好調な推移ですが、昨今の物価高に多くの生活者の賃金は追いつかず、苦しく不安な生活を強いられている状況は、昨年から改善しておりません。特に都内における不動産価格の高騰や連動して上昇する家賃の影響を本区も大きく受けています。「住み続けたいのに家賃が高くてもう無理」「共働きでも買える価格帯の家がない」「生活保護制度が認める住宅扶助費でおさまる家賃の物件を探すことはほぼ不可能」といった声を聞いています。

私たち会派は、基礎自治体は区民の生活をつぶさに見て、苦しくてたちゆかない場合には、国に先駆けても、支援する行政サービスを担うべきとの立場です。「区民の命と生活を守る」を、政策の真ん中に置き、そのための財政出動はしっかりあるべきです。その立場をもって、成すべき政策の優先順位を明確にする予算編成を強く求めます。

また私たちの会派は、「ジェンダー平等実現を推進する」政策を重要視する立場から、今年区内で発生したこれらの事件（・区立小学校教員による児童ポルノ盗撮で逮捕、・区内在住20代女性が池袋のガールズバーのトイレで出産殺害による逮捕、・池袋ガールズバーの店長・店員が、他の女性店員に管理売春を強要し逮捕）について、大きな衝撃と共に強い問題意識を持っています。「こどもへの性加害」は当然のことながら、「性売買を伴う性搾取」も「暴力」であり、ジェンダー平等の社会とは、相容れないものと考えます。

議会においても2020年「性暴力の根絶を目指す決議」と「性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書」が決議されました。基本構想の理念にジェンダー平等実現を新たに入れた本区は、この問題に一步踏み込んだ施策に取り組むべきではないかとも考えておりますので、今回の予算要望におきましても、重点的にそれらに関する記述が多くなっております。ぜひとも、前向きに検討いただきますよう、お願いします。

行政需要が拡大し複雑化している中、区民サービスの向上に尽力される職員の皆さまに心より敬意を表します。意欲を持って職務に専念できる職場環境整備を測る上でも、各職場の人員要求に対し、速やかに対応する職員増についても改めて強く要望します。

以下、款別に要望します。

【議会費】

1. 政務活動費の使途をより透明化し、区民の方が見やすく分かりやすい「政務活動費収支報告書」を作成するため、管理システムを導入されたい。
2. 区議会HPの機能の精査や、議事録ならびに録画の迅速な公開に、さらに努力されたい。
3. 「区議会だより」「定例会告知ポスター」「議会報告会ポスター」についてのデザイン・制作費をさらに充実されたい。

【政策経営費】

1. 民間コンサル会社へのコンサルタント委託について、重要な行政の計画策定や素案づくりにおいて一括依頼は見直し、専門的な調査をする必要性のあるもの以外は、庁内で職員が自ら考え作成されるよう徹底されたい。
2. DX推進においては、区民の多様な意見を区政やまちづくりに反映させるべく、デジタルプラットフォームの構築をされたい。また、本区が所有する情報は、これまでの経緯がわかるようアーカイブ化、オープンデータ化の推進をし、区民が使いやすいよう、区の公式ホームページに整備されたい。
3. 区民の知る権利を保障し、公正で民主的な区政を推進することを目的として策定された「情報公開制度」の運用について、区民に対して情報の透明性が必須であり、適切に運用されたい。
4. ふるさと納税の税制について、一人でも多くの区民に認識してもらい、年々増加する特別税の他自治体への流出を防ぐよう引き続き努められたい。

【総務費】

1. 区政に区民の意見や提案が反映できるよう努め、住民参画・協働の手法を研究されたい。区民と共に歩む区政となるよう取り組まれたい。手法のひとつである、「区民による事業提案制度」は継続し、広く周知して投票率を上げる工夫を図られたい。さらに「区民参加型予算編成」の導入も検討されたい。
2. 基本理念に新しく入った「ジェンダー平等の実現」のために、全ての施策で、ジェンダー平等の視点を取り入れた成果指標を作られたい。外部からのアドバイザーも招き、「ジェンダー主流化による事業点検」に取り組まれたい。
3. LGBTQへの理解の増進や啓発、環境の整備など、引き続き当事者の方々に寄り添いながら、理解促進施策を講じられたい。東京レインボープライドへ再

び参加するよう努められたい。またSOGI (sexual orientation and gender identity) の多様性への理解を広めるための啓発策を講じられたい。

4. パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を利用した方々が利用できる施策・事業について、他区ではどのようなサービスが利用可能となっているのかを調査・研究し、サービスの一層の充実に努められたい。
5. 「にじいろ相談ダイヤル」について、対応日時やツールなどを拡充されたい。
6. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、女性支援新法)では、市区町村に女性支援の責務が明記され、支援の実施主体としての役割が大きい。本区が、アウトリーチや居場所づくりなど、相談の端緒から生活再建支援までをしっかりと担えるよう整備されたい。
7. DVや性犯罪被害、家族破綻、貧困、障がい、社会的孤立など、さまざまな困難を抱えた女性が増えているにもかかわらず、法律の狭間にあって適切な支援を受けにくい状況が指摘されている。なかでも中高年から高齢者単身女性の貧困率の高さは問題である。若年女性から高齢女性まで、切れ目なく人生のそれぞれの段階で適切な支援が受けられるよう図られたい。
8. 女性支援新法と同法が成立した経緯について、理解促進施策を講じられたい。
9. 女性相談、DV相談の最初の受付窓口(インテーク)は新たに一本化し、ケースの共有を行い、必要な場合は継続的な伴走支援を願いたい。女性の相談は根底にジェンダーの問題があるので、男女平等推進センター(エポック10)が果たす役割は大きく、センターの事業の充実、インテーク窓口を担われたい。
10. DV被害者の個人情報保護については、特に厳格に行われたい。DV被害者の相談、保護の施策を男女平等推進センター、子ども家庭支援センターと連携し、さらに充実されたい。
11. DVは「力による支配」によって、殺人事件にも発展する犯罪であるが、世間一般にもその理解と認識が薄い。職員への研修をはじめ、こどもから大人まで、広く一般への啓発も講じられたい。
12. 令和7年度開設された犯罪被害者相談窓口については、実効性を高めるため、区民への更なる周知を徹底するとともに、DV被害者・避難者に対しての支援の拡充策を講じられたい。
13. 若年のみならず、あらゆる世代の女性の貧困、労働、健康等の現状を施策に反映できるよう調査分析を進められたい。
14. ポルノや売買春、痴漢等の被害からインターネット上の性犯罪、子ども・高齢者・女性を対象とする性的虐待・暴力、あるいは性的指向や性自認に関する暴力に至るまで、性暴力は被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大で深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではない。被害者の権利擁護、犯罪防止等、総合的な性犯罪・性暴力対策の推進を図られたい。

- 15.性暴力・性虐待被害者や若年妊婦等について、迅速に必要なサポートにつながるよう、他自治体や民間団体との連携を強化し、包括的な支援の提供を図られたい。
- 16.池袋の街を中心とする違法な性搾取や性売買の問題は、池袋の街が「こわい」イメージとみなされる要因にもなっている。性搾取する側、買春側の取り締まりなどについて、本区ならではの一步踏み込んだ対策を専門家も入れて研究し、講じられたい。
- 17.ヤングケアラー、引きこもり、不安定就労の就職氷河期世代（ロスジェネ世代）など、必要な社会的支援につなげることができず孤独・孤立を余儀なくされている人たちの抱える困難に適切な支援につながるよう図られたい。
- 18.救援センター等において、性暴力防止ポスターを備蓄されたい。本区は外国人住民が多いため、やさしい日本語版のポスターも作成されたい。
- 19.全庁的に職員を被災地支援へ送り出す仕組み、支援のノウハウや経験を庁内で共有する体制を構築されたい。また、豊島区が被災した際に支援を受ける体制整備にも努められたい。
- 20.帰宅困難者を一時的に受け入れる施設「一時滞在施設」の総収容可能人数について、首都直下地震等が発生した場合に想定されている池袋駅周辺の帰宅困難者数全てが滞在できる床面積の確保に努められたい（感染症対策を踏まえ、1人あたりの占有面積を4㎡とする場合）
- 21.女性専用の一時滞在施設の設定や、民間を含め協定締結事業所に対して一時滞在施設の中に女性や子どもが安心して過ごせるスペースを確保するよう、要請されたい。
- 22.災害時の情報発信について、情報弱者に配慮した発信のあり方を実施されたい。
- 23.地域防災を地域で広めるにあたり、防災課と福祉課との連携を強め、災害時要配慮者を想定した防災訓練等、合同の防災訓練を定期的に実施されたい。
- 24.防災訓練にあたっては、幅広く地域住民や様々な団体等に呼びかけ、参加を促されたい。「ペット同行避難」について、それらを想定した訓練の実践を各救援センターで実施の際は、ペットを飼っていない方への理解と周知啓発に努められたい。
- 25.防災危機管理課に所属する女性職員の活躍は、期待される重責に対しても貢献されており、今後も女性ならではのきめ細やかな目線を「防災」施策全体に取り入れられたい。
- 26.女性の視点からの防災について、各救援センターでの開設訓練や防災訓練において女性を連絡調整会議のメンバーとして位置づけ、地域防災区民連携を一層図られたい。
- 27.災害や紛争などの被災者全てに対する人道支援の最低基準とされる「スフィア基準」（国際NGOなどによるプロジェクトにおいて策定された基準）や女性の視点をもとに避難所の質の向上を図られたい。

- 28.戦後80年を迎え、戦争体験者の高齢化が一層進んでいる。記憶の継承のための取り組みがますます重要性を増す中、幅広い世代が戦争の悲惨さと平和の尊さに触れる機会を継続的に提供されたい。
- 29.区立中学校に通う全ての生徒が、3年間の在学中に1回は被爆者の団体による語り部講和を聞く機会を得られるよう努められたい。
- 30.戦争に関連する資料について、区民や元区民へのさらなる寄贈の呼びかけを含め、引き続き積極的に収集されたい。
- 31.会計年度任用職員のさらなる処遇改善を図られたい。
- 32.働き方改革などをはじめとする女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取り組みを講じられたい。
- 33.男性職員による育児休業の取得率・期間の一層の向上を図られたい。
- 34.職員の休職者が増加の傾向にある事について、各種ハラスメント対策、長時間労働の是正、相談体制の構築などさらなる環境整備を図られたい。
- 35.特に若年層の政治参加への意識を啓発していくために、小中高等学校における選挙出前授業等の主権者教育、模擬投票等を広く実施されたい。
- 36.公契約条例については、条例運用にあたり、有識者をはじめ現場からの声も多く聞く適正化委員会などをつくり、真に実効性があり効果的なものとなるよう努められたい。
- 37.「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」の周知・啓発、庁内職員研修を実施されたい。
- 38.区民への不利益が生じることのないよう、宿直への引き継ぎやマニュアル化の徹底を図られたい。

【区民費】

1. 外国人との共生社会の実現に向けた取組みの一層の強化をされたい。外国人住民への対応を丁寧に行い、行政情報の周知を徹底されたい。外国人が暮らしやすい地域社会づくり、外国人の子どもの教育の充実を図られたい。
2. DV被害にあった母と子どもの安心・安全を保障し、加害者の接近や個人情報漏洩を防ぐ体制の強化を図られたい。
3. 自治体で誤って加害者に被害者の住所等の情報を漏洩してしまうことを防ぐよう①研修・マニュアル整備への支援、②税務、社会保障、子ども・子育て支援などのさまざまな分野との連携強化への支援、③人為的ミスが起こりにくい情報システムの整備を図られたい。
4. 社会全体で子育てを支援し、子どもの貧困を防止する観点からも、行政機関が一時立替を行う諸外国の例を踏まえ、養育費立替払制度の創設をされたい。

5. 区民センターの1階のパブリックスペース、特にエントランス付近が、効果的な活用がされていない。唯一の区民センターなので、来街者やにぎわい創出に特化するのではなく、区主催の区民ニーズを幅広く捉えられたい。

【福祉費】

1. 年末年始の閉庁期間においては、行政の支援が途切れることのないよう、宿直の連携をしっかりと図られたい。
2. 18歳～30歳代のケアラーについても実態調査を実施し、18歳以上のケアラーについても切れ目のない支援体制を構築されたい。
3. 働きながら家族を介護する人、いわゆる「ビジネスケアラー」に関するより詳細な課題・ニーズ調査を実施し、経済的支援も含めたケアラーの負担軽減策の充実、周知を図られたい。
4. 「障害者差別解消法」のさらなる理解と周知に努め、障がいをもたれる方々が健常者と同等の権利を行使できるよう、委託や指定管理を含めた全ての区の施策について、何をすべきか、障がい者の方々の立場に立って研究・検証されたい。
5. 生活実習所及び福祉作業所は、需要に合った定員を確保されるとともに、安定的な運営を堅持されたい。また、福祉作業所・実習所等に通う人たちの中で、夕方以降の活動の場を必要としている人たちの居場所について、財政的支援を行われたい。
6. 障がい者の就労を斡旋するよう、施策の充実を図られたい。また、精神障がい者の雇用と社会参加の場の確保を図られたい。
7. 福祉的就労における低工賃問題への対応を図り、事業者への支援策の拡充を含めて、安定的な就労場所の確保や一般就労への移行促進も含めた自立可能な仕組みの構築をされたい。
8. 障がい者に対して切れ目のない支援が行われるよう、障がいの疑いのある者の家族等への支援、教育上の配慮、関係機関と民間団体の間での支援に資する情報の共有、就労の支援、地域での生活支援、権利利益の擁護等をされたい。
9. 障がいのある児童・生徒の放課後活動については、支援を拡充されたい。また、放課後等デイサービス事業所の質を確保されたい。
10. 重度知的障害のある方が利用できるグループホームについては、「niima」開設時に多数の申し込みがあり、多くの方が待機している現状があるため、新たなグループホームの設置及び運営を支援されたい。
11. 地域生活支援拠点事業の「緊急時受け入れ」については、通常の夜間体制では受け入れ事業所のリスクが大きく、受け入れることが困難な状況となって

いる。専門的知識のあるベテラン支援員1名を夜間配置できるよう、夜間配置にかかる経費を補助されたい。

- 12.地域活動支援センターは、障がい者等の居場所を提供したり、社会参加等、在宅生活の重要な機能を担っている。他障がい福祉サービス事業との処遇格差が固定化され、意欲ある人材の流失や人材確保に支障をきたすことがないよう、地域活動支援センターには区独自に職員居住支援特別支援手当を支給されたい。
- 13.地域生活支援事業の移動支援については、宿泊を伴う移動支援の認可や入所施設利用者への支援の拡充など、内容の拡充を図られたい。また、移動支援事業所のヘルパー人材の確保が難しく、需要に対応できていない現状がある。区独自の研修など人材確保策を講じられたい。
- 14.豊島区全体の障がい福祉事業の継続において、人材の確保が喫緊の課題となっている。区内の福祉系教育機関に障がい者を支援する仕事の魅力を発信する場を設けるなど、事業所と連携しながら一層の人材確保策を実施されたい。
- 15.高齢化及び重度化に伴い、働く意欲があるにもかかわらず福祉的就労の事業所への自力登所が難しい方が増えている。区独自の利用者送迎加算を願いたい。
- 16.医療的ケア児（者）、重症心身障害児（者）は、その家族の離職の防止についても対策が求められる。子を預かれる環境の整備と、レスパイト支援事業は、制度の拡充が“利用しやすさの向上”につながるよう、今後も現場の声を丁寧に取り上げながら、さらなる改善を進められたい。
- 17.生活保護は、憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）」を具体的に実現するための制度であり、国民の権利であることを理解し、適正に運用され実施されるよう務められたい。具体的には、福祉事務所の実施体制を見直し、総合相談体制、人材育成、権利擁護を強化されたい。受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないよう図られたい。
- 18.生活に困窮する若者に対する自立支援の取り組みを強化するとともに、一人でも多くの若者に相談窓口や支援を知ってもらえるよう、TikTok動画やターゲット広告による情報発信についても検討されたい。
- 19.「目に見える貧困＝路上生活者」だけでなく、目に見えにくいところに広がっている貧困への実態把握と、くらしと命を守る、基礎自治体の役割としての支援の拡充をされたい。区内で活動をしている民間支援団体との更なる情報共有や協力支援をされたい。
- 20.この間の物価高により、生活保護利用者から「月末まで食費がもたない」との訴えが急増している。生活保護世帯、ひとり親世帯、低年金の高齢者などに物価高支援策を講じられたい。

- 21.この間の家賃高騰により、生活保護の単身者の住宅扶助（上限53,700円）では豊島区内で部屋が見つからない事例が相次いでいる。こうした状況に対応するため、住宅扶助において特別基準を積極的に認められたい。
- 22.生活保護受給者にも、生活圏の拡大、生活の利便のために必要な、福祉タクシー券の交付をされたい。
- 23.交流都市の秩父市「ちちぶの森」や周辺田畑を活用し、「農福連携事業」を推進されたい。障がいを持つ子どもたちの就労支援のプログラムとして、検討されたい。
- 24.地域で広げる健康増進や保健衛生の一つのツールとしてメンタルケア、認知症予防、孤立対策など、さまざまな効果が期待されるため「園芸療法」を取り入れられたい。
- 25.犯罪被害者等相談支援窓口について、性犯罪被害に遭われた方に寄り添った対応が可能な医療機関との緊密な連携体制を構築されたい。

【衛生費】

1. 不妊治療に関する区への問い合わせには、引き続き区民に寄り添った丁寧な対応をされたい。また、全ての体外受精・顕微授精が保健適用になったわけではないこと、保険適用外の治療を必要とする方が一定数いることから、不妊治療に対する区独自の助成を願いたい。
2. 20代の子宮頸がん検診の受診率が低いので、成人式の式典などや、区内大学や専門学校と連携し、様々な機会を捉えて周知啓発に取り組まれたい。
3. 乳がんと子宮頸がんの検診チケットの有効期限について、肺がんや大腸がんと同じ3月31日までとなるよう、受診期間を延長されたい。
4. 母子健康手帳交付時には、各部署にまたがる妊娠・出産・子育てに関する行政情報の提供をさらに充実されたい。
5. 女性の生涯にわたっての健康づくり推進について、40代、50代の女性のうち8割の方が「更年期」の症状を疑いながら自分の体の変化に悩みや不安を抱え、QOL（クオリティオブライフ）の低下をきたしていると言われている。「更年期」に対する理解促進と普及啓発の充実、参加しやすい実施方法の工夫をされたい。
6. セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR：性と生殖に関する健康と権利）は、自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められる、そのために必要な医療やケアを受けられる、自分らしく充実した人生を生きるうえで欠かせない「基本的人権」であることを、啓発啓蒙をされたい。
7. 男女ともに望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、自己決定権を尊重する包括的性教育を実施されたい。

8. 歯や口腔の健康チェックは、高齢者だけでなく子どもの虐待や生活困窮による孤立等を疑う指標になり得るので、定期的なチェックと行うことで横断的な地域医療の充実をされたい。
9. ねずみの繁殖防止のためにも、集合住宅が設置する蓋付きのゴミボックスの勧奨や助成をされたい。
10. 民泊施設から排出されるごみについて、民泊事業者自らの責任に基づき適切に処理されるよう、廃棄物許可業者との契約書写しの添付等、届出時の契約実態の確認を徹底されたい。

【環境清掃費】

1. ごみ減量に向けて引き続き一層の取り組みを図られたい。具体的には、ゴミ削減や環境問題への意識啓発にもつながる「家庭用生ごみ処理機」等購入費用の助成の拡充をされたい。
2. 路上飲酒などが比較的多いエリアとその周辺において、夜間（特に22時以降）の巡回を増やすなど、路上喫煙・ゴミのポイ捨て防止に一層努められたい。
3. 無作為抽出などによって選ばれた市民が、専門家等からの情報提供を踏まえて話し合い、気候変動対策をまとめて提言する「気候市民会議」を実施されたい。
4. 宅配等の荷物の再配達による環境負荷が続いていることから、公共施設への宅配ボックスの設置をはじめ、戸建て住宅や小規模住宅への宅配ボックスの普及、導入に向けて、設置に係る費用を助成されたい。また、置き配バッグの無償配布について、先行自治体を参考にされたい。

【都市整備費】

1. 住民参加のまちづくりの基本は情報公開。まちの情報は区民のものという意識を持ち、情報の透明化をはかられたい。特に大きくまちの形が変容する「再開発事業」において、土地権利者や開発者だけに情報が囲い込まれているが、広く区民のための再開発事業となるよう、住民参加のまちづくりを思考されたい。
2. まちづくり協議会は、女性や若者の参加率を上げる工夫をされたい。
3. 無作為抽出によって選ばれた区民が区のまちづくりについて意見を出し合えるような区民ワークショップを積極的に実施されたい。まちづくり初期の計画をつくる段階から、模型などを作って、住民の意見やアイデアをよりよく聞く工夫をされたい。
4. 放置自転車等対策推進事業に約2億円の事業費がかかっており、放置自転車を1台撤去するごとに赤字が膨らむような状況であるため、そもそも自転車を放置させない取り組みについて引き続き検討されたい。

5. ゴミのポイ捨てなどが見受けられる区道の植栽については、引き続き丁寧なメンテナンスをされたい。またゴミを捨てられるから植栽を伐採するのではなく、ポイ捨てを抑制できる植栽パターンなど、グリーンを残す他自治体の例など研究されたい。
6. 「障害者差別解消法」に基づく「合理的配慮の提供」と、社会的障壁を取り除く視点で、都市整備を行われたい。
7. 「家賃が高すぎて豊島区にはもう住めない」という切実な訴えが多い。空き家活用、家賃補助など、居住困窮している区民へのアフォーダブルな住宅提供を速やかに努められたい。
8. 「住まいは権利」だが、部屋を借りにくい住宅弱者の方、例えば、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、外国人への賃貸物件への入居支援を、行政が積極的に支援されたい。
9. ひとり親世帯の居住問題は、単に、経済状況から最低居住面積水準以下の間取りで暮らす親子がいるという問題だけではなく、様々な要因が、子どもとお母さんの成長や自立を阻むものとなっている。さらなる施策の改善、物件の確保をされたい。
10. 新ファミリー世帯家賃助成については、実態に即した助成となるよう実効性のある事業となるよう制度設計の見直しをされたい。
11. セーフティネット住宅を利用できる住宅確保要配慮者については、生活保護受給者も対象とされたい。
12. 今後、単身中高齢女性が増加していくことに鑑み、空き家等の活用を含め支援付き住宅の整備を進められたい。
13. ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯などが、気の合った仲間と助け合いながら共同生活をするグルーリビングやシェアハウス、子育て世帯・ひとり暮らし・大人だけの世帯がともに暮らすコレクティブハウス等を作られたい。
14. 自転車走行については、交通安全の見地から適切な教育・指導等を幅広い年代に対し行われたい。
15. 区内のパーソナルモビリティ、電動キックボードの走行について、現在広がってきている電動キックボードのシェアリングサービスが、区民の方の安心、安全が脅かされるようなことがないよう、自転車走行空間整備を進めていただく事と、交通安全の意識啓発は民間事業者任せにせず、区として講習会の実施等をされたい。
16. 変更や見直しが検討されているイケバス事業については、区民に対してもより適切で、丁寧に説明されたい。
17. 再開発事業について。持続可能なまちづくりの観点から、老朽化した時の修繕や建て替えの計画もないまま進められる高層タワーマンションやタワーオフィスを含む複合施設の開発は、少子高齢化時代を迎える今、まさに立ち止まって見直す時期にきている。見直さないのであれば、将来への責任あるま

ちづくりを担う自治体の責任として、その理由や修繕計画を含め区民にわかりやすく説明されたい。

【文化商工費】

1. 燃料費の高騰により甚大な影響を受けている中小企業、小売業の生活維持のため、必要な支援策を講じられたい。
2. 区内商店街の活性化に向けて、引き続き空き店舗対策など、魅力ある商店街を創造する施策を講じられたい。
3. 区民センターのフィッティングルームの利用状況について、きれいなトイレ等が存在することが区民センターの評価、価値ではないと考える。利用者が少ない状況をエビデンスを以って検証し、誰もが利用できるパブリックスペースへの転換を図られたい。
4. 図書館は区民に身近で開かれた公共施設であることが望ましい。中央図書館・地域図書館は、それぞれの特性を生かし、充実した運営を図られたい。また、図書館のマンパワーについては専門職を含め、確保されたい。
5. 図書館の改修・改築にあたっては区民の声が反映され、集いの場となる工夫をされたい。
6. あらゆる世代の女性が、自らの尊厳をもって社会の一員として生き、働き、学び、そして希望を持てる地域社会を築いていくために、女性の起業支援、キャリア再構築支援については、地域政策・産業政策の中に位置づけた視点で支援体制の構築を図られたい。

【子ども家庭費】

1. 「子どもの体験機会」としての情報が、子どもや保護者へ届きやすくなるよう、豊島区HPなど、1か所に集約化を図られたい。
2. 子どもに学校以外での体験をさせてあげられない理由には、複合的な要因があることを考慮し、参加費（材料費、用具代を含む）にかかる資金的な援助とあわせ、送迎などの物理的サポート体制、相談支援体制を整えられたい。
3. 中高生センタージャンプは現在、東西1か所ずつとなっているが、中高生の行動範囲を考えると区内2か所では十分とは言えないため、増設を検討されたい。
4. 「子どもの権利に関する条例」の具体的施策（子どもアドボカシー）が実践されてきた。子どもの声を聴く立場にある者の技術向上と理解をより一層図られたい。

5. ひとり親家庭等の自立のため、就労、子育ての支援策の充実を図られたい。
具体的には母子世帯の年間収入を底上げさせていくための施策に取り組まれたい。就労支援にとどまらず、区内で雇用が創出される仕組みを整えられたい。
6. 母子家庭や父子家庭の就業を後押しするため、地域関係機関による連携の強化やひとり親の雇用に積極的な企業とのマッチングなど、ひとり親本人の意向や適正を把握した就業支援をされたい。
7. 母子等の緊急一時保護事業について、必要な人に必要な情報が届くよう、周知されたい。
8. 医ケア児、重症心身障害児の特別支援学校卒業後の居場所として、本人やご家族が希望する日中の活動の場が確保されるよう受け皿の充足を図られたい。
18歳以降の居場所の確保を求めます。
9. 障がい児審査会にかからない園児でも個別対応が常に必要なグレーゾーンのケースが多発している。実態に応じた支援を早急に検討されたい。
10. 子ども家庭支援センターは児童相談所の役割とは異なる相談対応など、子ども家庭支援センターの機能が発揮され、児童相談所との連携により豊島区で育つすべての子どもが健やかに育つ環境を提供されたい。
11. 引きこもりの若者への対策をアウトリーチ活動によってすすめられたい。
12. 貧困が子どもの栄養状態・健康に悪影響を及ぼし、その結果として学習・就労等の活動を阻害するという悪循環を断つため、フードバンク・子ども食堂の連携強化および、民間NPO団体への支援拡充を図られたい。
13. 気軽に立ち寄れる安全な居場所を確保するため、若者の交流場所、勉強場所、食事などを提供する拠点を地域に偏りなく確保されたい。
14. 若者の自死防止のため、相談・支援・見守りを強化し、直面する困難や孤独の解消をされたい。
15. 元保育士、子育て経験者、元教師など地域の人材を活用し、思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる拠点と体制づくりを図られたい。
16. 児童養護施設等を退所した後の自立支援のため、安心できる居場所の確保や相談機能の充実などを強化し、成人後の経済的支援を拡充されたい。
17. 児童虐待の早期発見、救出対策を強化し、虐待防止対策の強化を図られたい。
また保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談所など関係機関の機能強化を図り、関係する民間団体との連携と支援の強化をされたい。
18. 里親制度に対する広報の強化と里親の育成や支援強化に向け、児童相談所及び子ども家庭支援センター等の体制強化をされたい。
19. 保育実地検査について、年度に1回実施されたい。
20. 保育園における連絡帳について、外国籍の保護者に対しては、職員がGoogle翻訳などを使用し、それぞれの母語に合わせて記帳しているものの、多大な

労力を要している。実態調査を行い、多言語対応できる連絡帳システムの導入などを検討されたい。

21. 子育て世帯見守り訪問事業（子育てエール）の予約について、予約日時が拡充されたものの、予約を消化してからでないと次回の予約ができない／3週間空ける必要があるなど、保育園を利用して働いている保護者にとって依然として負担が大きい。利用者の声を聞き、より使いやすい改善を図られたい。
22. ベビーシッターの利用料について、立替払いでは利用しづらいご家庭があることから、利用方法について工夫を図られたい。
23. 奨学金を返済中の区内在住者に対し、利子相当分を補助するなど、返済負担の軽減策を検討されたい。

【教育費】

1. 人権尊重を基本として、不登校やいじめ等の諸問題については、その児童・生徒のことを一番に考え、親身に対応し、校長始め教育委員会もしっかりと情報を共有し、責任を持って問題解決に向け積極的に取り組まれない。
2. 学校給食の無償化について。現在の自校式、各学校ごとの栄養士がメニューを作成、米飯を週に4回するなどの「おいしい豊島の給食」のクオリティは確保しつつ、来年度以降も継続されたい。
3. 学校運営費の公費負担を拡充されたい。学校徴収金に含まれない、保護者の私費負担となる費用については、その教材等が実態に合っているのか、例年の踏襲で補助教材の選定をせず決まってしまう事のないよう求める。
4. 母語・母文化を尊重しながら、外国にルーツを持つ全ての子どもの就学と日本語教育の充実、一人ひとりの子どもの発達に合わせた支援に加え、保護者に対する日本語通訳の支援をより充実されたい。
5. 非常勤を含め、教職員の働き方改革と健康管理に十分配慮されたい。
6. スクールソーシャルワーカーの正規雇用化を図られたい。
7. 教育センターにおける教育相談事業については、適切な人材の確保等、事業の一層の充実を図られたい。
8. 教育センターに通っている生徒へのケアが、高校卒業と同時に切れてしまうことを、不安に思っている当事者とその家族が少なくない。次のステップにゆるやかに就労支援や別の支援につながるような柔軟な対応されたい。
9. 障がい者理解を深める教育を行われたい。
10. 子どもスキップについては、十分な職員配置をし、研修を重ね安全な運営を図られたい。
11. 医療的ケア児の区立保育所、区立幼稚園、小・中学校での受け入れについては、受け入れの際の、人員確保、教員等へのサポート体制整備を丁寧に行われたい。

12. 中学校での「標準服」について、学校間格差の是正を教育委員会より積極的に学校長へ求め、公立校であることから「制服」ではなく、一定の選択の余地があることを広く教職員、保護者、生徒へ周知されたい。
13. 部活動の地域移行では、親の経済的な理由で子どもがクラブ活動をあきらめたり、仲間同士で分断や格差を生じてはならないと考える。生徒が費用負担することにより、部活動に参加できない生徒が発生しないよう検討されたい。
14. 学校教育や社会教育で、男女ともに性暴力の加害者や被害者にならないように、性についての正しい知識を身に付けられる人権としての性教育（包括的性教育）を就学前の子どもから受けられるように推進されたい。性に関する包括的な知識を得る機会や環境の不足等、性教育の停滞を招くことのないよう、「はどめ」のない柔軟な学習をされたい。
15. 児童虐待とDVの密接性を踏まえ、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化を図られたい。
16. プログラミング教育を実施し、デジタル人材の育成に向けた取り組みの推進を図られたい。
17. ICTリテラシー教育や身体に与える影響の調査、ネットいじめの防止などの強化をされたい。
18. 校則については、子どもの意見表明権を保障し、教職員が当事者である児童生徒との議論を深め、在り方を検討をされたい。
19. 不登校の現状と課題、それらに対する取り組みの成果と課題に関する中長期的な支援計画を策定するにあたり、学校以外の居場所や相談機関についても幅広く検討の対象とし、子ども若者課や自立促進担当課ともしっかりと連携しながら進められたい。
20. 文科省は、不登校児童生徒の学校外における活動の出席扱いや成績評価を行うことができるとしていた令和元年通知の内容を法令上明確化した。自宅学習やフリースクールなどでの活動について出席扱いと成績評価をすること、学校間での対応に差が出ないように努められたい。
21. 西池袋中学校で開催されている校内放課後の居場所「にしまる一む」について、他地域の中学校においても導入を図られたい。
22. 不登校児童（特に低学年）のための学校以外の居場所の拡充や、受け入れ体制の強化に努められたい。
23. 学校や教育委員会は、不登校児童生徒に対し、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを通じて「学校以外の居場所」の選択肢を漏れなく案内するよう努められたい。
24. 学校以外の居場所として、図書館の活用を積極的に検討されたい。（神奈川県鎌倉市中央図書館では、ランドセルを背負った児童が来館しても詮索せず見守り、閲覧スペースの机に相談窓口カードを置き、子どもから話しかけられた場合に対応しているそうです）

- 25.図書館での作業を出席扱いとするなど、学校と地域が連携して業務体験型の不登校支援を実施されたい。
- 26.不登校児童生徒についても、保護者が費用を負担することなく、健康診断のすべての項目をしっかりと受けられる体制を整えられたい。
- 27.外出自体が難しく、医療機関に行くことが大きな負担となる不登校児童生徒についても、無理をさせることなく健康を管理する方法について、早急に検討されたい。
- 28.学習支援の実績・知見のあるNPO等へ業務委託し、不登校生徒を含め、困窮世帯の高校生に対し、伴走型の進路相談や大学受験のサポートを行う無償のオンライン学習支援を実施されたい。
- 29.共同親権を導入する改正民法が令和8年4月に施行される。DVや虐待などの恐れがある場合、単独親権としなければならないと定めるが、DVや虐待の認定はハードルが高い。民法改正の内容やDVへの理解について、学校現場、区職員においては構造を理解し、しっかりと管理職研修等で現場対応を徹底していくことを求めます。

(以上)